

法改正後の各機関等の概要

社会福祉法の改正により、設置することが義務付けられる機関等は、次のとおりです。

①評議員、②評議員会、③理事、④理事会、⑤監事

理事の中から理事長 1 人を選定しなければならず、特定社会福祉法人は会計監査人を設置する必要があります。

評議員選任・解任委員会の運営は、各法人の定款及び理事会で定める細則に基づいて行います。

各機関の関係

